

平成23年度 第2回
三郷市景観審議会
議案書・資料

平成23年10月31日(月)

三郷市役所 全員協議会室

議案第1号

三郷市景観賞について

■三郷市景観賞の実施について

(1) 景観賞実施の目的

良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図るため、本市が所有する素晴らしい景観を表彰します。

景観賞は、啓発活動の一環として実施しますが、景観賞を実施することにより様々な景観資源が発掘されるため、これらが景観資源の保全を検討する一因となることや、市民や事業者の景観に対する愛着や誇りを育む「きっかけ」となることが、期待されます。

(2) 部門の設置と表彰

4種類の部門を設置し、それぞれ表彰を行います。

- ①活動部門……良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰します。
- ②建物部門……良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰します。
- ③景色部門……公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰します。
- ④届出部門……景観計画の届出行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰します。

(3) 表彰の対象者

- ①活動部門……活動団体、団体の代表者、個人等（他薦は推薦者も対象）
- ②建物部門……所有者（他薦は推薦者も対象）
- ③景色部門……応募者
- ④届出部門……所有者、設計者等

(4) 各部門の実施時期

- ①活動部門、②建物部門、③景色部門の3部門は、5年ごとに実施します。
- また、④届出部門は2～3年ごとに実施します。

年度	実施部門	備考
H23年度	景観賞実施 ①,②,③	H24年度に表彰式（市施行40周年）
24年度	景観賞実施 ④	
25年度		
26年度	景観賞実施 ④	
27年度		
28年度	景観賞実施 ①,②,③	H29年度に表彰式（市施行45周年）
29年度	景観賞実施 ④	
30年度		
31年度	景観賞実施 ④	
32年度		
33年度	景観賞実施 ①,②,③	H34年度に表彰式（市施行50周年）

(5) 表彰作品の決定方法

三郷市景観賞選考委員会において対象作品の内容を審査して選考を行い、市長が表彰作品を決定します。また、三郷市景観賞選考委員会の委員は、三郷市景観審議会の委員（10名）が兼務します。

三郷市景観賞実施要領

（目的）

第1条 この要領は、三郷市景観条例（平成22年条例第42号、以下「条例」という。）第24条の規定に基づく表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の目的）

第2条 本市域内において特に良好な景観形成の実現に寄与した活動若しくは者、又は建築物、工作物その他の地物（以下「景観資源」という。）の発見に貢献した者を表彰することにより、良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図り、本市の美しい景観づくりに資することを目的とする。

（表彰の名称）

第3条 表彰の名称は三郷市景観賞とする。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、市長が行う。

2 表彰は、表彰状等を表彰の対象者に授与するものとする。

（表彰の部門）

第5条 表彰には、次の各号に定める部門を設け、部門ごとにそれぞれ表彰を行うものとする。

- (1) 活動部門
- (2) 建物部門
- (3) 景色部門
- (4) 届出部門

2 前各号に規定する各部門の内容は、別表に定める。

（選考の対象の募集）

第6条 前条第1項第1号及び第2号に規定する各部門の選考の対象となるものについては、自薦又は他薦による公募によって行うものとする。

2 前項に規定する他薦を行う場合は、応募を行う者は、活動の代表者等、建物等又は敷

地の所有者等の同意を得なければならない。

3 前条第1項第3号に規定する部門の選考の対象になるものについては、公募によって行うものとする。

4 前条第1項第3号に規定する部門において、応募を行う者は、個人情報の保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等に配慮しなければならない。

5 市長は、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、前各項に規定する公募の内容について、次の各号に定める事項を市民及び事業者に周知するものとする。

(1) 目的

(2) 表彰の部門

(3) 応募の期間

(4) 応募の資格

(5) 応募の方法

(6) 選考の基準

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

6 応募を行う者は、次の各号に定める事項を必要に応じて記した書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出するものとする。

(1) 活動又は景観資源の名称、所在地若しくは視点場、位置図等

(2) 応募の理由

(3) 応募を行う者の住所、氏名、連絡先等

(4) 選考の対象の代表者、所有者等の住所、氏名、連絡先等

(5) 選考の対象及びそれを撮影した位置、が分かる写真

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（選考委員会）

第7条 表彰者を選定するため、三郷市景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、条例第26条に規定する三郷市景観審議会の委員で組織する。

3 選考委員会の会長は、委員の互選によって決定するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、選考及び表彰に関する専門知識を有する者を選考委員会の委員として指定することができる。

(表彰の対象等の決定方法)

第8条 選考委員会の委員は、別表に規定する選考の視点に基づき応募書類を審査した後、表彰の対象案を選考するものとする。

2 市長は、表彰の対象を決定した後、表彰の対象を応募した者、表彰の対象の代表者、所有者等を、第4条第2項に規定する表彰の対象者として決定するものとする。

(表彰の対象等の公表)

第9条 市長は、第8条第2項に基づき、表彰の対象及び表彰の対象者を決定した場合、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、これを公表するものとする。

(その他)

第10条 表彰の実施に際しては、第2条に掲げる目的に鑑み、表彰の対象者だけでなく、広く意識の啓発、高揚を図ることに努めるものとする。

第11条 この要領に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年〇〇月〇〇日から施行する。

別表

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰対象とする。	本市の景観形成において規範となり、リードする活動又は建築物・地物等で、次の①から⑨のいずれか一つ以上に該当するものを対象として表彰を行う。
建物	良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰対象とする。	(1) 水や緑との調和の視点 ①水、緑を活かし、調和している。 ②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和している。
景色	公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰対象とする。	(2) まちとの調和の視点 ③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。 ④まちの伝統的な景観を活かし、調和している。 ⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。
届出	景観計画の届出を行った行為の中から、特に良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰対象とする。 ※景観計画の届出を行い、景観条例第21条に基づく完了検査が終了した行為に限る。	(3) ほっとする景観づくりの視点 ⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。 ⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし、調和している。 (4) 景観連鎖の視点 ⑧上記①から⑦のうち複数の視点が連鎖し、調和している。 ⑨その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。

第1回「三郷市景観賞」（募集要領）

1 景観賞の目的

良好な景観形成に対する市民及び事業者の意識高揚を図るため、本市が所有する素晴らしい景観を表彰します。

2 景観賞表彰の対象

●次の3つの部門を表彰の対象とします。

①活動部門

- ・良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰します。
- ・自薦、他薦は問いません。他薦の場合は、その活動を行っている代表者等の同意を得てください。
- ・市内の活動に限ります。
- ・営利を目的とした活動は除きます。
- ・個人の活動も対象になります。

(応募例) 清掃活動、緑化活動

②建物部門

- ・良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰します。
- ・自薦、他薦は問いません。他薦の場合は、その建築物、工作物等の所有者等の同意を得てください。
- ・市内に限ります。

(応募例) ○○神社、○○邸、○○ビル

③景色部門

- ・公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰します。
- ・原則市内の景色を対象としますが、一部に市外を含めても構いません。
- ・民間の土地内から見られる景色は、表彰選考の対象外となります。
- ・個人情報保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等が景色に含まれている場合、表彰選考の対象外となる場合があります。

(応募例) 下第二大場川と富士山、中川河川敷、野鳥の休憩

3 応募の資格

●市内に在住、在勤又は在学で中学生以上の方になります。以下の部門の何れかを選択し応募してください。

①活動部門

②建物部門

③景色部門（一般）

④景色部門（中学生・高校生限定）

4 応募の期間

- 平成23年11月25日（金）から平成24年1月31日（火）【消印有効】

5 応募の方法

- 所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、写真数枚を添付し、下記の「9 応募先」都市計画課計画景観係へ郵送（当日消印有効）するか、直接持参（土日祝祭日と年末年始の12月29日～1月3日を除く）してください。
- 応募用紙は都市計画課、各施設で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

6 選考の基準

- 別に定める選考の視点により、審査を行います。

7 選考と表彰

- 三郷市景観賞選考委員会において応募作品の内容を審査して選考を行い、市長が決定します。
- 審査結果の発表は平成24年3月に行い、表彰式は平成24年5月に予定します。

8 その他

- 応募した写真の著作権は、撮影者に帰属します。
- 応募した写真は、景観の普及啓発に活用するため、展示会、市広報、市ホームページなどで使用させていただきます。また、使用にあたっては撮影者の氏名表示を行います。
- 応募した写真のデジタルデータの提供をお願いする場合があります。
- ご質問等は、電話又はメールでお受けします。

9 応募先（問い合わせ先）

- 三郷市 まちづくり推進部 都市計画課 計画景観係
担当：浦川、佐々木
住所 〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地 1
電話 048-930-7740（直通）
E-mail toshikei@city.misato.lg.jp
- 応募用紙のダウンロード
<http://www.ooooooo>

整理番号	
------	--

第1回三郷市景観賞 応募用紙

①応募の部門 (下記に を入れるか 塗りつぶして下さい。)

応募部門	
<input type="checkbox"/> 活動部門	<input type="checkbox"/> 自薦 (活動部門は②、③、⑤-1、⑥を記入してください)
	<input type="checkbox"/> 他薦 (活動部門は②、③、⑤-1、⑥を記入してください) <small>※他薦は、その活動を行っている代表者等より、応募の同意を得ていることが条件となります。 代表者等の応募の同意 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (応募不可)</small>
<input type="checkbox"/> 建物部門	<input type="checkbox"/> 自薦 (建物部門は②、④、⑤-2、⑥を記入してください)
	<input type="checkbox"/> 他薦 (建物部門は②、④、⑤-2、⑥を記入してください) <small>※他薦は、その建築物、工作物等の所有者等より、応募の同意を得ていることが条件となります。 所有者等の応募の同意 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 (応募不可)</small>
<input type="checkbox"/> 景色部門(一般)	(景色部門は②、⑤-3、⑥を記入してください) <small>※公共の場所から見られる景色が表彰選考の対象となります。 ※個人情報の保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等が景色に含まれている場合、表彰選考の対象外となる場合があります。</small>
<input type="checkbox"/> 景色部門 <small>(中学生、高校生限定)</small>	(景色部門は②、⑤-3、⑥を記入してください) <input type="checkbox"/> 中学生 学校名 () <input type="checkbox"/> 高校生 学校名 () <small>※公共の場所から見られる景色が表彰選考の対象となります。 ※個人情報の保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等が景色に含まれている場合、表彰選考の対象外となる場合があります。</small>

②応募者のご名前・お住所など

名 前	ふりがな
住 所	〒
電話番号	
E-mail アドレス	

③活動団体等 ※活動状況等の資料がありましたら添付して下さい。

活動団体等の名称	ふりがな	
代表者の名前 (個人の名前)	ふりがな	
所在地(住所)	〒	
電話番号		
設立の目的と 活動概要		
設立の年月と 会員数	年 月	会員数 人
HPアドレス (ある場合)		
これからの活動予定 (継続含む)		

④建築物、工作物等の所有者等 (※建物部門のみ記入)

お名前	ふりがな	
ご住所	〒	
電話番号		
E-mail アドレス		

整理番号	
------	--

⑤-1 『活動部門』 概要と位置図等

対象の名称		ふりがな	
概要	活動の所在地（住所）		
	活動内容		
	活動人数・期間	人	平成 年 月 ~ 年 月
所在地、写真撮影の位置図等		<p>※活動の所在地又は写真撮影の位置を具体的に示して下さい。</p> <p style="text-align: center;">ここに、次のものがわかる地図又は略図等を貼り付けて下さい。</p> <p style="text-align: center;">○対象となるものの位置と範囲</p> <p style="text-align: center;">○写真撮影の位置と方向を、矢印を用いて表示（但し、写真は⑥に貼り付けて下さい）</p>	

整理番号	
------	--

⑤-2 『建物部門』 概要と位置図等

対象の名称		ふりがな
概要	対象の用途	
	所在地 (住所)	
	構造・階数	
	建設・設置 年月日	
所在地、写真撮影の位置図等		<p>※できるだけ具体的に示して下さい。</p> <p style="text-align: center;">ここに、次のものがわかる地図又は略図等を貼り付けて下さい。</p> <p style="text-align: center;">○対象となるものの位置と範囲 (敷地も含む)</p> <p style="text-align: center;">○写真撮影の位置を、矢印を用いて表示(但し、写真は⑥に貼り付けて下さい)</p>

整理番号	
------	--

⑤-3 『景色部門』 概要と位置図等

対象の名称		ふりがな
概要	対象の用途	※対象の具体名を記入して下さい。例えば「〇〇川と〇〇並木」、「〇〇道路と背後の富士山」など
	所在地 (住所)	※どこからどこまでの範囲なのかを地名等を用いて記載して下さい。
	視点場の位置 (住所)	※視点場の位置の住所を記入して下さい。
所在地、写真撮影、視点場の位置図等		<p>※できるだけ具体的に示して下さい。</p> <p style="text-align: center;">ここに、次のものがわかる地図又は略図等を貼り付けて下さい。</p> <p style="text-align: center;">○対象となる風景の位置と範囲 (周辺も含めて)</p> <p style="text-align: center;">○写真撮影の位置と視点場を、矢印を用いて表示(但し、写真は⑥に貼り付けて下さい)</p>

⑥応募の理由と写真

撮影年月	平成 年 月 日 時頃 撮影
応募の理由 ※⑦別表の選考の対象と視点をご確認のうえ、ご記入下さい。	
【写真貼付欄】 ※下記の範囲内に、写真3枚以内を貼り付けて下さい。	

⑦別表

部門	選考の対象	選考の視点
活動	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』を表彰対象とする。	<p>本市の景観形成において規範となり、リードする活動又は建築物・地物等で、次の①から⑨のいずれか一つ以上に該当するものを対象として表彰を行う。</p> <p>(1) 水や緑との調和の視点</p> <p>①水、緑を活かし、調和している。 ②河川、公園等の空間や景観を活かし、調和している。</p>
建物	良好な景観を創出する『建築物、工作物等』を表彰対象とする。	<p>(2) まちとの調和の視点</p> <p>③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。 ④まちの伝統的な景観を活かし、調和している。 ⑤道路等の空間や景観を活かし、調和している。</p> <p>(3) ほっとする景観づくりの視点</p> <p>⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。 ⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし、調和している。</p>
景色	公共の場所から見られる良好な景観の『遠くを見渡した景色』を表彰対象とする。	<p>(4) 景観連鎖の視点</p> <p>⑧上記①から⑦のうち複数の視点が連鎖し、調和している。 ⑨その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。</p>